

第22回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：令和8年（2026年）3月9日（月）午後2時～午後4時

場 所：国立療養所菊池恵楓園 恵楓会館

出席者：※敬称略

委 員／内田博文	九州大学名誉教授
小野友道	くまもと南部広域病院顧問（皮膚科）熊本大学名誉教授
遠藤隆久	熊本学園大学名誉教授 ハンセン病市民学会共同代表
太田 明	菊池恵楓園入所者自治会会長
中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長
境 恵祐	国立療養所菊池恵楓園園長
紫藤千子	一般社団法人熊本県社会福祉士会 社会福祉士
永峰純子	熊本地方法務局人権擁護課長
角田賢治	熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課長
堤 茂	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長

事務局／平松修一	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 課長補佐
柴田佳与子	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 主幹（総務・特定疾病担当）
植田美奈希	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 総務・特定疾病班 主事
江口大悟	熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課 指導主事
三角里絵	熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課 主幹（啓発担当）
西 章男	熊本県ハンセン病問題相談・支援センター「りんどう」 副センター長

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 令和7年度（2025年度）下半期実績報告、令和8年度（2026年度）事業計画について
 - (2) その他

第22回熊本県ハンセン病啓発推進委員会

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第22回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を開催いたします。開会にあたり、熊本県健康づくり課長の堤がご挨拶いたします。

(堤課長)

皆さん、こんにちは。熊本県健康づくり推進課長をしております、堤と申します。

本日はお忙しい中、「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」にご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から県が実施しておりますハンセン病問題啓発にご理解とご支援をいただいておりますことに、この場を借りて厚く御礼申し上げたいと思います。

昨年10月21日に開催いたしました第21回委員会では、普及啓発に関するご意見を多数いただいております。それを踏まえて今年度下半期の取組を進めて参りましたので、まずは令和7年度下半期の実績を、そして令和8年の取組についてご説明をさせていただきたいと考えております。よりよい啓発ができますように、皆様のご意見をいただければ幸いです。引き続き市町村含めまして、普及啓発の他、県民への啓発、りんどう相談支援センターでの啓発活動など、取り組んで参りたいと考えておりますので、これらについてもご助言をいただければと思っております。限られたお時間ではございますが、本日は忌憚のないご意見をいただければ幸いです。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

これから議題に入りますが、その前に、各委員のご紹介については、お配りしている委員一覧に代えさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

それでは、ここからは委員会の議長は、委員長が務めることとなっておりますので、進行は内田委員長にお願いしたいと思います。内田委員長、よろしくお願いいたします。

(内田委員長)

それでは、議題に入ります。

まず、「議題(1) 令和7年度の下半期実績報告、令和8年度事業計画」でございます。本年度熊本県が実施したハンセン病問題啓発事業及び次年度の事業計画について、事務局、りんどう相談支援センターの活動内容、また法務局についても併せて報告をお願いします。一通り説明をいただいた後、ご意見をいただきたいと思います。

(事務局(健康づくり推進課 植田主事))

お手元の資料1で説明させていただきます。資料1は、県健康づくり推進課が実施した事業の令和7年度下半期実績報告、令和8年度の事業計画についてです。令和7年度上半期の実績報告につきましては、前回10月の会議時点で報告済みのものについては省略させていただきますので、10月以降の実績について説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。「ハンセン病問題啓発パネル展」につきましては、

例年6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」に併せましてハンセン病問題啓発パネル展を実施しております。次年度につきましては県庁地下通路、県民交流会館パレオ、そして県庁ロビーの工事が終了したため、県庁ロビーでの申込を行っている状況です。

次に、「菊池恵楓園絵画展・絵画パネル展」につきましては県立図書館、県庁ロビー、県民交流会館パレオに申し込みを行っている状況です。

次に2ページ目でございます。「ハンセン病対策促進事業」につきまして、広く県民にハンセン病問題について知っていただく取組として、今年度は金陽会の絵画作品展を11月21日（金）～24日（月）イオンモール熊本で、12月3日（水）～7日（日）荒尾総合文化センターで実施しました。イオンモール熊本では計151名、荒尾総合文化センターでは計78名の方が来場されました。参加者からのアンケートについては一部資料にて掲載しています。次年度につきましては県南地域にて金陽会絵画展の実施を検討しております。

次に「菊池恵楓園で学ぶ旅」につきましては、一般の方を対象に菊池恵楓園を実際に訪れていただき、ハンセン病問題について学んでいただく事業を実施しております。10月31日の一般コースについては36名の方が参加されました。具体的な感想等につきましてはりんどうの方から報告させていただければと思います。また、今年度は3回目の実施を3月27日金曜日に予定しております。次年度につきましては、夏休み・春休み期間等、小中学生や高校生、大学生が休みの期間である方が参加しやすいことを踏まえ、次年度は7月、3月の実施として1回の参加者数を今年度の40名から60名に増やす方向で検討していきたいと思っております。

次に、県広報媒体等を活用した啓発についてです。次年度につきましても、積極的に広報を活用し、ハンセン病問題について知っていただく機会となればと思っております。

次に「ハンセン病問題啓発県職員出前講座」につきましては、県ホームページへの掲載を実施し、各機関や学校からの要望に応じて実施をすることとしていますが、今年度の要望はありませんでした。りんどう相談支援センターへの出張講師依頼は市町村を中心に依頼をいただいているところです。再度、市町村、市町村教育委員会等へ本事業の周知を図っていきたくと思っております。

次に「ハンセン病問題啓発リーフレットの作成」につきましては、今年度分のリーフレットを先日作成し、県内の高校1年生や市町村、市町村教育委員会、県各広域本部、地域振興局、保健所等にも配布しております。委員の皆様のご意見を頂戴し、反映させていただきました。本日の資料に添付しておりますので、後ほどご確認ください。

次に、5ページ目でございます。啓発につきましては、一般向けの啓発だけでなく、職員への啓発も実施しているところです。「熊本県新規採用職員研修等での啓発」につきましては、新規採用職員に対し、ハンセン病問題について理解を深めるため、また、県職員として最初に学ぶべき事項として、新規採用職員の前期研修において講話を実施しております。次年度は来月の4月3日（金）に新規採用職員向けに講話を予定しております。

次に「熊本県ハンセン病回復者・家族支援事業」です。こちらはりんどう相談支援センターの事業となります。今年度の事業実績につきましては下記のとおりで、後ほどセンターから説明いただきますが、相談件数について当課から説明させていただきます。今年度の相談件数は1月末時点で251件、うち個別相談件数は148件、うち家族補

償関係が112名となっております。啓発活動として、12月6日に実施しました一般向け研修会ではかづゑ的の映画上映及びりんどう相談支援センター副センター長の西氏の講演を行い、約60名の方が参加しました。また、医療福祉研修会につきましては、1月23日に熊本県庁内会議室にて、地域で暮らす回復者の方の在宅支援をテーマに講演会を行い、約40名の方が参加しています。りんどう相談支援センターの活動の詳細につきましては、この後、西副センター長から御説明があります。

最後に、9ページ目の「熊本県出身の療養所入所者の方への事業」です。

1つ目「ふるさと訪問事業」につきましては、菊池恵楓園さんから参加希望があり、11月10日に本県出身の入所者6名を天草方面へご案内させていただきました。次年度につきましても各園と調整させていただきながら実施いたします。

2つ目の「熊本ふるさと便の送付」は、県内外のハンセン病療養所入所者の方へ熊本県の特産品をお送りするもので、12月に菊池恵楓園さんにデコポンを14名、デコポンジュースを9名、デコポンゼリーを3名分送付させていただきました。県外療養所へはデコポンジュースを2名分送付させていただきました。

3つ目の「県外療養所入所者の方への熊日新聞の送付」は、次年度も同様に星塚敬愛園に配布を予定しております。

最後に、資料への記載はございませんが、以前委員会の中で話がございました「ビジネスと人権」を踏まえ、県内企業の登録がある他課所管の協議会（環境保全協議会）の会員の方へ啓発事業実施についての周知や、合志市含む4市町で結成されている菊池郡市同和問題に取り組む企業連絡協議会の会員企業へ県で実施している事業の周知を実施しました。これまで企業に特化した周知というものが出来ていなかったもので、まずは、県の取組について知っていただけるよう努めていきたいと思っております。また、先日は、肥後銀行御代志スマート支店長様を訪問し、学ぶ旅への職員様の参加や銀行内での職員研修への取組などご検討をお願いしたところです。

駆け足での説明になりましたが、以上でございます。

（事務局（健康づくり推進課 堤課長））

ただいま事務局から、健康づくり推進課の今年度の実績、来年度の取組予定についてご報告をいたしました。1点補足をさせていただきたいと思っております。

調整中のものでございますので、進捗報告という形で口頭でご報告をさせていただきます。

私どもの啓発の取組につきまして、若年層にどのように啓発をしていくのかということと課題として捉えております。この若年層に向けた啓発の新しい取組としまして、現在、高森高校との交流を模索しているところでございます。皆様ご存じかと思っておりますが、熊本県立高森高校は全国の公立高校で初めてマンガ学科を開設したところでございまして、この春に第1期生が卒業しています。プロの漫画家の指導を子どもたちは受けており、この子どもたちと連携して、同世代の若者たちに発信するというのを一緒に考えてもらうことができないかということを考えております。まずは、高森高校の生徒にハンセン病問題について知っていただくということから始めたいと考えておまして、今日おいでの中委員にもご協力いただきまして、高森高校で講演会を実施する予定としております。その後も中委員にご協力をいただき、漫画やイラストなどの啓発自体の作成など、どのような取組ができるのか、高校、それから生徒の方々といろいろ相

談していければと思っております。また、進捗につきましては今後の委員会で報告できればと思っておりますので、付け加えさせていただきます。

(事務局 (りんどう相談支援センター))

続きまして、りんどう相談支援センターから報告させていただきます。

まず相談支援事業です。資料には1月末までのデータがあると思うのですが、その数の2月の分が出ましたので、左から番号を見ていただければと思います。6ページですね。2月のところですか。よろしいですか。一番左が総数、2月のすぐ右側が14。そこからずっと右へ見ていきます。14、10、10、4、0、0、4、4です。もう一回いきますね。14、10、10、4、0、0、4、4…というのが2月になります。では報告をさせていただきます。

相談支援事業については、4割にあたる件数が家族補償に関する相談でした。今年度は5月にハンセン病市民団体と、もしくはカレンダー誤記の件とかもありまして、ハンセン病問題への関心が改めて高まり、相談件数は全体的に増加傾向にあるように感じています。相談支援に当たりましては、家族に知られたくないという相談者の意向を丁寧に汲み取り、資料送付や連絡方法に細心の注意を払いました。また、来所が困難な方には訪問相談を実施するなど、一人一人に寄り添った対応を徹底いたしました。

次に、啓発事業での取組です。今年度は、先ほど報告があったように、「菊池恵楓園で学ぶ旅」を現時点では2回実施しています。また、3月27日に3回目を実施する予定です。2回目では、実際に太田会長代理のお話もご協力いただきまして、有意義な学ぶ旅になったかと思っております。その他、一般講演会では「かづゑ的」の映画上映を行い、私の方から「ハンセン病問題 私達にできること」についてお話をさせていただきました。「かづゑ的」という映画にはいろんなアンケート結果もあったのですが、「ハンセン病は感染し難い病気であると判明した後でも、差別が根強く残っていることを知った。」また、「療養所内でも差別があったことに驚いた。」「かづゑさんの中で、かづゑさん自身がすべて受け止め消化してきた姿勢、誰かを非難したり、批判したりしない姿勢が印象的だった。」「しっかりとしたハリガネを確かに感じた。」と、多くのご感想をいただいております。そして、私が担当した講演「私たちにできること」については、実際に福祉教育の中で教育が差別を生み出すような過去、現状もあるという話も含めまして、ぜひ自分たちの言葉でこれから何ができるかということ、二次元コード等を使って実際に言語化してもらおうというふうな形でお話をさせていただきました。最後に遠藤先生からもお話をいただいて、いろんな方面から学ぶ一般研修となったと思います。

そして医療福祉研修会においては、邑久光明園の青木園長先生のお話ですね。実際の後遺症の写真だとか、後遺症がこういうふうに進んでいくという流れも含めて、具体的にお話させていただきました。その中で、「ハンセン病について詳しくわかりやすくお話を聞くことができるとてもよかった」「回復者の生の声を聞くことができるとてもよかった」これは中さんがお話をいただいたのですが、それと、「専門的な話だけではなくて、その中に歴史的な背景、その後遺症っていうのが、専門的な話の中に、わかりやすくお話していただいたという、そういう感想もありました。そのあとに、大阪の支援センターの加藤さんの方から、加藤さんは大阪で長年支援をされているワーカーであり、たくさんの事例を紹介されており、更なる理解に繋がったということ、それか

ら加藤さん自身の信念を感想として書かれております。私の方からは、りんどうの現状について説明させていただいて、改めて、ハンセン病に特化した相談支援センターがあることで回復者も相談しやすいので、ぜひ頑張ってもらいたいという励ましのお言葉等もいただいております。

次は講師派遣についてですが、講師派遣についても積極的に行いました。特に、宇城市のカレンダー誤記の件を受けて、正しい知識と表現、もっと言うと再発防止の必要性が高まったことが契機となったと思います。計5回の宇城市職員研修の講師派遣を皮切りに、人吉高校や八代工業高校、高森の町役場など、教育機関や市役所等、地域住民の集いなど、ここには行った回数として11件と書いてあるのですが、午前・午後でということになるので、講演回数としては16件ということになります。講演の中では、単なる知識の伝達に留まらず、他者のために共感し、差別や偏見という厚い壁を越えていくために私たち一人一人に何ができるのかというのを考えていきました。

最後になりますが、人材育成として私たち相談員の間で、家族補償の事例検討などの自主勉強会を積極的に開催し、資質の向上に努めております。これからも回復者や家族が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と綿密に連携しながら、偏見や差別のない社会の実現に向けて邁進していきたいと思っています。

次に、りんどう相談支援センターでやっている相談支援活動の具体的な内容についてお話させていただきます。この半期、当センターでは主に、ハンセン病家族補償金の申請支援、及び回復者の地域生活における個別支援に尽力して参りました。まず、家族補償金及び給与金に関する支援については、家族補償金の申請では単なる手続き代行に留まらない、家族関係の修復や権利回復に繋がる事例が見られました。その中で、家族交流の復活という点において、他県在住のご家族からの相談では、姉妹が協力して申請を行う過程で連絡機会が増えて、疎遠だった家族交流が復活し、無事に支給決定になりました。事実婚への対応というのもありまして、事実婚の配偶者による請求支援では、住民票など公的書類による証明が困難なケースもありました。当センターでは、知人による第三者証言や申請書を揃えることで申請を完成させ、併せて、退所者給与金の特定配偶者等支援金についても厚生労働省への照会を行うなど、新たな支援の可能性を探っています。もう1つ、複雑な家族歴の調査ということで、親族に複数の元患者がいるケースというのがありました。感染児童として入所歴が疑われるケースでは、療養所のケースワーカーや厚生労働省と緊密に連携し、適切な補償が受けられるように情報の収集と精査を行っています。そのあとの事例の言える分の背景の真相をいいますと、その感染者の兄弟ということでの申請を行いました。その中で2段階、180万円の段階と130万円の段階とあるのですが、兄弟ということであれば130万円の段階になります。その後いろいろ話を聞く中で、お父さんも入所はしていなかったけれども、ハンセン病に罹患していたという、療養所の資料では「父からの感染」というような記述もありまして、その中で新たな可能性というものを探っております。申請のやり方としては、とりあえず130万円というところの申請ができて、もし父親が元感染者だったということがわかれば、残りの50万円差額を請求できるというシステムであることも確認しております。

次に、回復者の地域生活支援ということで、地域で暮らす回復者の方々が抱える日常生活や心情に寄り添った支援に尽力しています。移動・手続きの支援ということでは、金融機関での手続きの際、移動と一緒に同行するなどしました。1つ他県から連絡があ

ったのですが、元患者様で、愛犬を連れて療養所の資料館を見学したいという強いご要望がありました。ただ、他県の回復者からの切実な相談でしたが、資料保護の観点からは動物の入館が制限されている現状をお伝えしつつ、他の資料館の事例や将来熊本を訪れる際の具体的な典型案を提示することで、相談者の憤りを受けとめたという、そういうケースもありました。

この活動を通じて、書類上の証明が難しい事例や感情的なしこりを抱える事例など、個別性の高い課題が浮き彫りとなりました。今後も関係機関とのネットワークを生かし、回復者とそのご家族が抱える困難に対し、丁寧かつ粘り強い支援を続けて行きたいと思えます。

(事務局(人権同和教育課))

では、人権同和教育課より、下半期の実績報告及び令和8年度の事業計画を説明いたします。資料2の1ページをご覧ください。まずは菊池恵楓園研修についてです。今年度は、令和7年11月11日火曜日に実施いたしました。該当校から合計107名が参加いたしました。内容につきましては太田会長代行による講話、園内見学、歴史資料館見学を行いました。例年夏休み中の7月から8月にかけて行って行いましたが、今年度から11月に日程を変更いたしました。そのことで、穏やかな気候のもとで集中して研修を実施することができました。また、今年度から歴史資料館と園内見学を、菊池恵楓園や自治会、歴史資料館の皆様のご協力のもと4つのグループに分けて行いました。グループを増やして少ない人数で回ることで、学芸員の方の説明をじっくり聞くことができたり、ゆっくり見学をすることができたりと学びを深めることができました。さらに今年度から新たに、参加者の皆様の感想交流の時間を設定いたしました。研修を通して学んだこと、児童生徒に何を伝えるのか、学校での活動にどう生かしていくのか。これらの視点で感想交流を行いました。短い時間ながらも活発な交流が見られましたので、次年度もぜひ行いたいと思っております。

1ページには、参加者のアンケート結果から、参加者の教職経験年数、来園回数、研修の有用感等のグラフを載せております。ご覧のとおり、1年目から5年目までの経験の参加者が半数を占めておりますが、21年目以上のベテランの参加者も多く、幅広い年齢層でも教職員が学ぶことのできる場となっております。また、8割以上が初めて来園しており、参加者が自身の目で見て、聞いて、感じることで、基本的認識をさらに深める機会となりました。それが有用感にも表れており、有用感が「十分あった」「おおむねあった」と回答した肯定率が100%となっております。教職員の人権教育の推進に向けた資質の向上、及び実践的な指導力を高める機会となりました。

続く2ページには、参加者の感想の一部を載せております。「自分ごととしてとらえる」「正しく理解して児童生徒に伝える」等の内容が多く、参加者の学びを自校に持ち帰り、広げていただいております。次年度の事業計画につきましては、実施を令和8年11月10日火曜日に予定しております。開催時期に関する参加者のアンケートから、11月の開催について「適切」「おおむね適切」の回答が98%でしたので、次年度以降11月の開催を予定しております。対象者につきましては、該当校から108名の参加を予定しております。令和6年度から始まったサイクルの3年目に当たり、令和8年度、令和9年度で、県内の小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援教育学校の計430校すべての学校が参加することになります。次年度も、恵楓園、自治会、資料館の

皆様のご協力を仰ぎながら、実りの多い研修となるように準備を進めて参ります。

次に、2ページ下段にあるハンセン病回復者等の人権に関する校内研修の推進についてです。教職員の基本的認識を深めるとともに、実践的な指導力を高めるために、資料の提供及び指導主事の派遣を通して、校内研修の推進を図り啓発を行いました。①本課ホームページに掲載しておりますデジタル研修資料及び映像資料の視聴回数については、3ページに記載しておりますのでご確認ください。その他にも、厚生労働省作成のハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」や、国立ハンセン病資料館公式YouTubeチャンネルで配信されている中学生向け授業動画の周知等を行いました。これらの取組により、ハンセン病回復者及びその家族の人権について、多くの学校で校内研修が行われました。県教育委員会で調査しております「人権教育推進状況調査」によりますと、菊池恵楓園及び歴史資料館を訪れての研修、ハンセン病問題に関する講師を招いての研修、デジタル研修資料やパンフレット・リーフレットを活用した研修など、各学校の実態に応じた研修を行ったとの報告があり、教職員の基本的認識の深化と実践的な指導力の向上に繋がりました。令和8年度の事業計画については、3ページ中段にあるとおりです。今年度と同様に、デジタル研修資料及び映像資料の活用推進、各種パンフレット・リーフレット等の周知、指導主事の派遣等を通じて校内研修の推進を図り、啓発を行って参ります。

最後に、学校教育及び社会教育における人権教育に関する研修についてです。令和7年度の取組内容につきましては、資料3ページの下段から4ページをご覧ください。前回報告したとおり、教員関係者を対象に、人権に関する理解と認識を深める研修を実施しました。校長、人権教育主任、教諭、事務職員、担当指導主事等、それぞれの職種や役職に応じた研修を行いました。研修では、昨年度改定された「熊本県人権教育啓発基本計画第5次改定版」や、今年度閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画第2次」から、人権をめぐる近年の動向の確認や、人権の重要課題であるハンセン病回復者及びその家族の人権についての確認を行いました。2月13日に行った人権教育担当者への説明会でも、ハンセン病問題について若い世代への人権教育が大切であること、人権教育を行う教育者に対する人権の研修が重要であることを改めて説明し、令和6年4月に公表された「ハンセン病問題に係る全国意識調査」の結果を踏まえて、次年度以降も各管内で研修を充実させていくことをお願いしているところです。令和8年度の事業計画については、資料4ページをご覧ください。次年度も、人権に関わりの深い職業等に従事する方々に対する研修・啓発を実施し、研修者がハンセン病回復者及びその家族の人権について正しい知識を身につけるとともに、人権感覚を高めることに繋がる研修を実施していきたいと思っております。

(事務局(人権同和政策課))

資料3をご覧ください。まずは1ページ目、人権啓発WEB講座についてです。本事業は、県の人権教育啓発基本計画に重要課題として位置付けている人権課題をテーマにして、各分野における講師の先生による講演などをオンライン配信するものです。ハンセン病回復者及びその家族の人権や感染症に関するテーマで、小野委員と中委員にそれぞれご講演いただいた講座も配信しております。令和7年度の実績は、1月末時点で全講座の視聴回数8770回と非常に多くの方にご視聴いただいております。このうち、ハンセン病回復者や感染症をめぐる人権をテーマとした講座は576回視聴されております。

次年度も新たに動画を追加予定です。内容を充実させて行きたいと考えております。

次に2ページ目、研修支援登録講師派遣事業についてです。本事業は、県の基本計画の重要課題について、各分野の先生に県の講師として登録していただき、企業や団体、学校の人権研修で講演していただく制度です。本事業についても、中委員と小野委員に講師をお引き受けいただいております。また、資料の方には記載していませんが、高齢者の人権関連で紫藤委員にも講師をお引き受けいただいております。令和7年度の実績は1月末時点で、全講座で派遣回数82回、受講者数1万1000人超え。1万人を超える方がこの事業を活用して研修を受講しております。そのうち、ハンセン病回復者や感染症をめぐる人権に関しては、派遣回数8回、1987人の方が受講されております。先ほどの人権啓発Web講座とあわせて、こちらの登録講師派遣事業につきましても、昨年度の同月よりも倍の数での視聴回数となっており、今年度は特にこの人権課題に関しましては、視聴回数、受講者数ともに増加しております。こちらの登録講師派遣事業につきましても、主に学校の方で実施されております。中学生や高校生といった若い方にハンセン病問題に関心を持っていただける事業であるというふうに考えております。令和8年度につきましても引き続き実施する予定としております。

続きまして3ページ、人権啓発パネル展についてです。申し訳ありませんが、こちら資料に誤りがありまして、令和7年度の事業実績で4回としておりますが、こちら2回の開催でした。県庁新館地下通路と、熊本県人権フェスティバルでのパネル展を実施しております。ヴォルターズにつきましても、啓発ブースの広さの都合上今年度は実施できておりませんでした。失礼しました。令和8年度も数回開催予定で、県民の皆様には様々な人権課題について学ぶ機会としていただければと考えております。

最後に4ページ、人権啓発映画上映会についてです。こちらは毎週月曜日から金曜日、毎日人権センターで人権啓発映画の上映を行っております。この上映会は、県ホームページや県の人権情報誌「ココロ通信」などでお知らせしております。人権センターは基本的に誰でも自由に入出りできるスペースで、啓発の貴重な機会となっております。昼休み時間は飲食も可能としておりますので、県職員を中心に視聴していただいております。今年度も下半期は感染症・難病等をめぐる人権ということで、12月を強化期間として複数の作品を繰り返し上映しました。また、資料には書いてありませんが、先ほど健康づくり推進課からもご報告がありましたように、当課で発行しております人権情報誌「ココロ通信」において、11月号ではハンセン病問題を正しく理解しましょうと題した啓発記事を掲載しております。

(永峰委員)

法務局人権擁護課の永峰と申します。皆様には、日頃から法務局の人権擁護期間に取り組んでおります活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。本日は、今年度法務局で取り組んできた活動の報告をさせていただきます。法務省では毎年18の啓発活動強調事項を掲げているところですが、熊本地方方法務局と熊本県人権擁護委員連合会においては、そのうち7項目を重点的に取り組むこととしてこの1年活動して参りました。当然その中に、ハンセン病患者や元患者、及びその家族に対する偏見・差別をなくそうという強調事項を重点事項として取り組んで参りまして、お手元にお配りしている資料記載の活動などを実施してきたところですので、その中で、4の人権啓発職員研修というところで、まずは啓発を行う私ども職員や人権擁護委員が、資料館などを訪問して自分た

ちの理解を深めた上で、5のハンセン病問題人権教室実施であるとか、啓発活動でしっかりと伝えていくという点を意識して取り組んできました。例年、国税局から職員対象の人権研修の講師依頼があり、同和問題を取り入れてほしいということで依頼を受けており、今年度は課内の職員と協議をし、国税局職員の方は、熊本だけでなく九州各地の出身者がいらっしゃいますので、この機会を利用してぜひハンセン病のことも理解を深めて欲しいという趣旨で、この委員会でもご紹介のあった、熊本県作成のハンセン病を正しく理解しましょうというリーフレットに基づいて説明した上で、林力先生のDVDを視聴していただきました。これは県の人権センターでお借りして内容が非常によかったのので、それを購入して、研修で視聴いただきました。国税局・税務署の職員の方々も、ハンセン病のことですと平成15年のホテル宿泊拒否関係の問題ですとかはよくご存じだったのですが、それ以上ハンセン病問題について詳しく理解しているかというところではなかったという感想をお聞きしました。今年度約1000名の国税局及び税務署の職員の方々に研修を実施しておりますので、また来年度も引き続き良い教材を見つけて少しでも多くの方にこのような研修をしていけたらと考えております。パネル展については各イベントで実施しているのですが、今年度の反省として、パネルの内容自体をもう少し見やすいものですか、皆さんに分かりやすいものに見直す必要があるのではないかと考えております。今年度の反省をしっかりと活かして、来年度も県民の皆さんによく理解していただけるような啓発活動を行っていきたいと思います。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

(内田委員長)

ありがとうございます。それでは、それぞれの活動内容のご説明を受けまして、委員各々の立場からご意見をいただければと思います。太田委員の方からお願いいたします。

(太田委員)

2ページなのですが、令和8年度の事業内容として金陽会絵画展の実施予定があるんですけども。県南の方が少々手薄になっているので、人吉等の県南部の方でもぜひ金陽会絵画展を実施して欲しいということが1つあります。それから、恵楓園の資料館の企画展で展示しておりました「黒崎彰の写真展」が2月中で終わりました。黒崎彰の写真が約40点、自治会で所有しており、現在資料館の方で保存していただいております。ぜひ写真展の方も開催していただければありがたいと思っています。

それから1つ要望です。できれば県下各自治体で「新・あつい壁」の上映会をぜひ実施していただきたいと思いますが、ご努力のほどよろしく願いします。それは可能でしょうか。「新・あつい壁」の上映会。これは映画ですけども。ぜひこれは現在支援団体の方で計30ヶ所県下で開催していますが、1回の上映で4万5000円もかかるフィルムの借料が必要なのですが、やはり実際はたくさんございますので、ぜひ各自治体、今45自治体ですかね。県下100自治体あったのですが、今は50を切ったと思いますけれども。もれなくそれぞれの自治体で実施していただければ本当にありがたいなと思っていますので、ご協力のほどよろしく願いしたいと思っています。いかがでしょうか。「新・あつい壁」の上映会の実施について、可能でしょうか。

(事務局(健康づくり推進課))

今太田委員から、ご要望というかご検討ということでした。「新・あつい壁」という菊池事件を取り上げた映画ですが、菊池事件について県の方でどういった立場を取るかについては、公平な立場でいる必要があると考えておりますので、上映会をされるというところについては特に県の方で何か意見を申し上げるところはないのですが、県の方で推奨するというのは少々難しいと思っております。

(太田委員)

あの映画は熊本の監督で、しっかりとした作品だと思っております。普通の映画というか、人権問題において菊池事件の重要な、史実に基づいた…フィクションというかドキュメンタリーというか。しっかりとした監督のもとで撮られており、映像作品として上映する分には、別に思想的にも政治的にも偏重した作品ではないと僕は思います。県下で起こったハンセン病問題の事実としてそれを上映できないというのは、そちらの「あつい壁」に対してどういうふうに評価されているのかなというのをお聞きしたいですけどね。では、どういう評価を持っておられるのですか。「新・あつい壁」という映画に対する評価というのは。それを明確にしないと、実施するかしないかの判断は下されないと思っておりますけどね。

(遠藤委員)

今の問題というのは、結構難しい問題だと思えました。水俣病問題でもそうなのですが、法務省あるいは裁判所の見解に県が下請けのようになってしまって、国と裁判所の評価に従うことがいいことかどうかということは考える必要があると思えました。菊池事件は、ある意味で全療協(全国ハンセン病療養所入所者自治会協議会)や、全原協(ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会)が運動として取り組んで来た問題ですけども、ハンセン病問題の最後の大きな課題だという問題意識を持ってやられていますので、ハンセン病問題の問題としては、やはり避けて通れない問題なのではないかと思えます。そのことをどう交通整理したら良いかということ少し考える必要があると思えます。内田先生、この辺りについて何かご意見はありますか。

(小野委員)

ただ、裁判にショックを受けていますから、映画のことにコメントする立場ではないのでわかりませんが、できたら皆さんに知らせてあげたいなと思えます。

(紫藤委員)

私も映画を見ていただいて、加えて今裁判がどうなっているかとかをもう少しプラスした講演会みたいなものでしっかりと説明する場を作っていただいたらどうかと思えます。プラスの話になりますが、金陽会絵画展も講演会と一緒にあったほうが、絵画だけではなくて理解を深めるのにいいのかなというふうに考えています。

(境委員)

私もまだ判断を下す立場にはないと思っておりますので、映画についての是非、或いは真実なのかフィクションかということについては意見を述べることはできません。

(中委員)

この「新・あつい壁」というタイトルの映画ですが、合志市出身の中山節夫監督が映画化されて、その内容は皆さんご存じのとおり、県北であった菊池事件を題材、モチーフにした映画ですよね。この菊池事件というものの再審請求を国民的裁判にしようということで、私は原告の1人です。残念ながら1月28日の熊本地裁の判断では、再審請求を却下されました。それは新聞等々をお読みになった方はご存じだと思いますけど、この特別法廷で裁かれた菊池事件ですよね。Fさんのことですけれども。簡単に言えば、裁判所も熊本地裁も特別法廷で死刑判決を下して、死刑になったという事件です。特別法廷は日本国憲法に照らして明らかに違反であったということを述べながら、再審をすればまた同じような判決になるだろうというような内容でしたよね。ですから、私たちもまたわかりません。どういう判断でああいう却下をされたのか。それで今福岡高裁に抗告している最中ですので、この「新・あつい壁」の映画を、人権問題として上映会を各市町村で取り組んで欲しいというのが、太田委員の要望ですが。県の方も微妙な立場にあるので、やりましようとか、いややらないとかいう結論を出せないでいるのかなと私は感じております。

(堤委員)

ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、今こういったご要望いただいた件について、特定の映画を市町村に働きかけるというのはなかなか難しいというのが私どもの置かれている状況でございます。うちの市町村がいろいろな映画の中で題材として上映されるということは当然あり得ることだと思うのですが、県の方から「これを上映してください」という特定の映画をお勧めするというのは、現段階では難しいかなというふうに考えております。ご希望に添えず大変恐縮ですけれども、現時点での見解としてはそのような意見でございます。

(内田委員長)

では今日のご報告について、中委員からご意見・ご質問があれば、次にお話ししたいと思っております。先ほど県の方から一通りご説明いただいたので、それについて中委員の方からご意見とかご質問があれば、次にご発言いただけますでしょうか。

(中委員)

私も上映をする、しないということに関しては微妙な考えを持っています。裁判に対しては素人ですから。専門ではないのではっきり言えないけども、係争中の事件であるから、それをモチーフにした映画を県内の市町村で上映会を開くというのはいかがかなというのが私の考えです。だから、県の立場も私は理解できますし、私自身もまだ確たる意見を持っているわけではないです。

(内田委員長)

「新・あつい壁」ということではなくて、先ほど県の方から去年の活動報告、それから令和8年度の活動方針と計画をご説明いただきましたので、そのことについて中委員からご意見、或いはご質問があれば…

(中委員)

ああ、この映画だけではなくてですか。

(内田委員長)

はい。

(中委員)

わかりました。今少し思い出しましたが、元の黒髪小学校の入学拒否事件ですよ。あれの映画はどこそで上映されていますよね。同じような考えで、太田委員も難しく考えなくてもいいではないかという気持ちで言われたのかなと思っていますが。

それはさておき、今まで県の方からいろいろ報告がありました。ありがとうございます。私の立場で申し上げると、りんどう相談支援センターで、県主催で、県内の医療関係者、福祉関係者の皆さんに対するハンセン病問題についての研修会ですね。ありがとうございます。今年は職員の皆さんのご努力があったと思います。沖縄とか奄美和光園の職員とかをお呼びしていただいていたので、会場が満員でしたよね。いつもあんなに人が来てくれるとありがたいなと思いました。ついでに、私の経験から申し上げます、私はもう今年で83歳になりました。やがて84歳になるのですが、いよいよ医療、介護が必要な年齢になってきましたので、一般に言われる終活のつもりで、熊本市には「ささえりあ」という、障がい者或いは高齢者といった方々の包括支援センターがありますよね。小野先生がお勤めになっておられた機能病院のところにあります。私が住んでいる清水地区ですね。そこに自分で行って、介護認定を受けたいけれども、どうしたらいいかということで相談に行きました。そしたら、快く職員は対応してくれて、「まず診断書をどこからか書いてもらってください。」ということで、恵楓園の整形外科の先生に診断書を書いていただいて持っていったら、今度は熊本市の方で、認定するための調査員というのがおられます。調査員の方が、何月何日に来ますよということで、お待ちしていたら女性の方が来てくれました。そして、私はもうハンセン病元患者ということはカミングアウトしています。私の場合は、カミングアウトしたがゆえに、社会生活が非常にしやすくなっている。だから、やはり自分が変わらないと他人は変わらないというのが僕の生き方です。

大阪で病歴を隠して生きてきた青年時代は、ハンセン病の後遺症、右脚が垂足という後遺症ですけども、ハブに噛まれたと嘘をついて会社に入社したものだから、ずっと「中さん、足はどうしたの。」と聞かれる度に、「私は奄美大島の生まれで、子どもの頃毒ハブに噛まれてこんなになった。」と嘘をついて生きてきたという過去があります。自分の病歴を隠して生きていくことの苦しさ、辛さ、悲しさですね。それを若い時に十分経験しているので、今度の社会復帰では全てをさらけ出して生きていこうという覚悟を持って生きていました。また、恵楓園の自治会にも太田さんと一緒に役員をさせてもらって、渉外委員が担当だから、マスコミへの対策も私がやっていました。新聞やテレビで中修一という名前とこの顔を晒してやってきました。恵楓園でのそういう生き方がかえって僕の財産になっています。

それから、そういう意味では、他の退所者たちがいまだに自分の名前も明らかにできない。ましてやハンセン病の病歴も明かせないで、苦しみながら社会で暮らしていると

いう仲間たちもたくさんいる。そういう人たちに「ささえりあ」に行って、将来いわゆる老後のことを相談したらどうかと言っても無理な話です。園長先生もご存じの通り、ほとんどの人は介護や医療が必要になれば、療養所に再入所をするということが、昨年その前の年もありました。

そんな中で、私はそういうふう明らかにして、調査員が来て、身体を見てもらった。認定そのものは、まだ私ぐらいの不自由度だと要支援1です。一番低いというか、それぐらいの認定しかもらえなかった。だけど、そのことによってベッドを業者が持ってきて貸してくれて、他にも相談すれば、何らかの形で生活の支援をしますよと言われていたけども、今のところはお世話になっていません。これからお世話になるとは思いますけど。そういうことを考えると、医療及び福祉関係者の皆さんへのハンセン病問題の研修ですね。あの中に、「ささえりあ」の職員たちにも呼びかけをしてもらったらなおいいのではないかと、思いついたのでお話しておきます。話が長くなってすみません。

(内田委員長)

ありがとうございました。次は境委員をお願いします。

(境委員)

健康づくり推進課の高森高校とのタイアップというのは非常にワクワクさせられました。若い方たちが学んだ上で、それを視覚と文章によって記憶の定着或いは啓発促進に関わるということで、邑久でしたかね。そちらでも漫画にするということはされてはいるんですけど、少々絵柄がやはり昭和的ということがありまして、今どきの若い人たちが読んでくださるような、受け入れやすいような絵柄で描いていただければいいのかなと感じた次第でした。非常に期待しています。

あと、法務局のパネルについてですが、やはり足を止めて見るには少々字が小さいのかなというのがありまして。話が少し逸れますが、今年の灘中学校の入学試験に「おなまえ かいて」という詩がありました。ご存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、パレスチナで戦火に晒されている子どもが、自分が死んでもわかるように足に名前を書いてくれと言う詩です。非常に簡単な詩ですが、ものすごく心えぐられました。詩というのはその少ない文字数の中に膨大な情報が入っていて、受け取り手の方々が大変想像を膨らませられる余地があります。うちの歴史資料館でも壁にいくつかの詩が書いてあります。例えばですが、そういう詩を1つ大きく書いていただき、背景に関しての説明を少し書いていただく。それを受け取り手に委ねるといとなんですが、そういうキャッチーな表示の仕方もありなのではないかと思ったので、言わせていただきました。

(内田委員長)

ありがとうございました。次は紫藤委員、何かありますか。

(紫藤委員)

資料2の人権同和教育課のところで少し述べさせていただきたいと思います。事業名が菊池恵楓園研修で、来年度にはすべての小・中・義務教育、特別支援学校、430全学校が研修を受けられるということで、本当に多くの学校が研修を受けて非常に良かったなというふうに思います。加えて、園内見学最後のところに、実際に学んだこ

との感想交流会というのが行われて、学校での今後の取組にどう生かしていくのかというようなことも話し合われましたというところで、そういったことが非常に大事なかなというふうに思います。

やはり皆さんの課題の中から若年層にどう伝えていくかというところがあったかと思います。そうすると、いろんな差別とかがあったときに、例えばハンセン病がっていうことだけを伝えるのではなく、生活すべての場面にいろんなことが起こるということを、子どもたちや先生方が想像できるようところが非常に大事なかなと感じまして、そういった具体的に今後の取組をどうしていくのか、すべての学校が受けられた後で、研究発表とかではなくて、どういうふうなことが話されて、どういうふうなことが子どもたちの中に伝わったかとか、伝えなければならない、何を伝えるかというようところがまでは行きますが、その先を少し今度は振り返っていただき、みんなで共有できるというのかなと思います。

そういう意味では生活の場面にそういうことが起こるという例の1つに、法律を扱ったときにもそういうことが起こったということで、事実が事実として伝えていくということは大事なかなというふうに思った所でした。

(内田委員長)

小野委員、ご発言をお願いします。

(小野委員)

1つは、先ほどの医療福祉研修会って40名というのはわりあい多い方でしょうかね。久しぶりに。

(堤委員)

そうですね。

(小野委員)

もっと少なかったよね、いつも。努力していただいていると思いますがね。

中さんがおっしゃったように、皆もう高齢者ですから、高齢者にどれだけ理解を示すかという視点が一番大切なので。要支援・要介護を私の友人も請求して、そうすると調査員が来るのですが、決まった資料に添って尋ねていくのです。そうしたら、それから外れる身体状況で支援が必要な方というのは多くいるということ、調査員のレベルでは把握できないんです。だから、調査員の教育というか、調査員をもう少しレベルを上げるとか。一生懸命やっておられるのですが、主に調査員より上の人の作業になると思います。病気にはものすごくいろんなものがあるよって、無理なんですけれども、ハンセン病も含めて、少し最近の事例でもいいけれど、そういうものを理解してもらうために調査員の育成に使っていただきたいなど、そんなことを思います。歩行とかそういう面の質問が多いのです。けど他の部分の質問はほとんどないということをおっしゃりました。

もう1つ、さっき堤委員も言われたのですが、今度、高森高校の漫画科とコンタクトを取っておられることはすばらしいことだと思います。ただ、一生懸命漫画で作品を作っていくことまで行ってしまうと、トライの教科書・参考書を思い出すのです。1回そこ

に間違っただけのものがある印刷物を何年も見過ごされたということがあるので、もし漫画とかの制作ができるというレベルまでいったとしたら、そのチェックを極めて専門家の方にさせていただきたいなということを、1つだけ危惧しています。

(遠藤委員)

事前に送って頂いた資料を見ながらいろいろ申し上げたいと考えてきたことがあります。

事業を行っていくときに同じことの繰り返しではなく、新しい材料でやっていくことも大事だと思います。今日のお話で、太田さんが言われた中の恵楓園の資料館の企画展として行われた「黒崎彰の写真展」などは、恵楓園の資料館でさまざまな企画された中でのものですが、これからも資料館の企画展を使ってみたいという部署がおありになったら、県の方でも活用された方がいいのではないかと思います。

それから、堤課長がおっしゃられた高森高校とのコラボレーションですけれども、前々年に熊本高校の高校生とのコラボで短歌の朗読をされたので、そういう企画をこれからも考えて頂きたいということをお願いしておりました。こういう形で金陽会の絵画以外にも新しい企画をされていくことはとてもいいと思います。それに加えて、恵楓園周辺の中学生は人権学習として創作劇を制作することなどに取り組まれていますので、小中高…本当は大学まで流れがあるといいのですが、大学生は大学がこうだったらどうかということをお願いする年齢になっていますから、学校教育の場だけでなく、健康づくり推進課でも、ぜひ高校生をターゲットにして、幸いさきほどは若年層に対する取組みがこれからの課題だとおっしゃっていました。高校生を何とか前向きに動かせるような仕掛けをしていったらいいのではないかと思います。

それから、資料4について考えたことをお伝えします。3ページの「事業名：県広報媒体等を活用した啓発」というところで、この啓発活動の情報がどのぐらいの形で共有されているかということを確認してみました。例えば、「菊池恵楓園で学ぶ旅」は県が主催しており、他のところでどう伝わっているかホームページを調べてみましたところ、県内の市町村には、県から「菊池恵楓園で学ぶ旅」という企画があるので紹介しますという案内がホームページに載っていた時期があります。それから、全国自治体情報というホームページには「菊池恵楓園で学ぶ旅」の紹介がありました。ただ、市町村の場合は県の事業が終わってしまったらそれっきりになっていました。

そこから私が思いついたことは、この熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会のように各部署の次年度の啓発活動計画や報告を検討するワンストップ・サービスになっているような考え方というのは少なく、それぞれのところでホームページ上に掲載されているだけにとどまっています。しかし、ハンセン病に対する啓発活動の情報もワンストップ・サービスにして、そこを開いて見れば、例えば、熊本県の健康づくり推進課ではこういうことをやっている。或いは、人権同和関係の部署でもこういうことをやっている。それから法務省でもこういうことをやっているということが、一度にわかるようなものですね。これを令和8年度にするということは無理でしょうから、せっかくこうしたハンセン病問題を啓発推進するネットワークができていますので、こういうネットワークを広げていく仕掛けを考えて頂けないだろうかということをお願いしました。

それから、人権同和教育課で行われている活動の中でぜひ知りたいと思ったのが、菊池恵楓園研修事業についての目的として、児童生徒に何を伝えるか、学校での今後の取

組へどう活かしていくかという視点で感想交流を行ったと書かれています。このことはとても大事なことだと思います。その次の2ページの参加者の感想の中で、おそらくそういうことをお互いに話し合ったとは思いますが、学校現場でどういうふうに活かそうという意見が、皆さんの間で共有されているのかということを知りたいと思いましたので、次回の研修の際には、そうしたことについても皆さんがどんな意見をお持ちなのかということについて感想を教えてくださいました。

また、恵楓園に向いてハンセン病問題を具体的に自分の体験として知るというのも、県ではこの「菊池恵楓園で学ぶ旅」で実施されていますし、人権同和教育課でもされていますよね。人権同和教育課で行われたアンケート資料では90%の方が行ったことがなかったという話でしたので、小学生とかは親御さんと一緒に「菊池恵楓園で学ぶ旅」に参加して学ぶ機会がありますけれども、熊本県民の皆さんがここに足を運ぶということはどう広げられるか、いろんな形で試みたらいいと思うのです。そういう意味で、約90%の先生方がまだこれまで恵楓園に来たことがなかったというこの数の大きさだからこそ、こうした菊池恵楓園研修事業をしていくことにはとても大きな意義があると評価していますが、まだまだ恵楓園を訪れる人が少ないということを実感しましたので、ぜひこれからいろんな形で恵楓園を訪れる事業を、健康づくり推進課や人権同和教育課で広げて行って頂けたらと思います。

それから、健康づくり推進課の方の他の団体との交流がありましたよね。3ページですけれども、以前宮古島の宮古南静園のボランティア組織で療養所の入所者、退所者、家族の人たちを支援している「ハンセン病と人権市民ネットワーク宮古」の方たちとZoomで意見交換したことがありました。こうした他の地域の団体と交流を行うことは貴重な機会ですが、あれっきりで終わっているんですよね。この時は西さんも参加されましたか。

(事務局 (りんどう相談支援センター))

はい。

(遠藤委員)

このような交流をほかの療養所の入所者、退所者、家族の人たちを支援するところとも続けていったほうがいいのではないかと思います。というのも、熊本県で行っているハンセン病に対する啓発活動が纏まって連携して毎年PDCAサイクルを回して成果を上げている取組は、全国で熊本県でしかやっていないことなのです。口幅った言い方ですけども、そういう意味でも、他の同様な問題を抱えているところと交流することによって、他の都道府県でもこうした先駆的な取組を実践してもらえるような形になってきて頂ければと思います。また他のところとお互いに交流しながら、熊本県の担当者も相手から学ぶ機会にもなりますし、そういうことも今後取り組んでいったらどうでしょうか。あちこちに話題が飛んでしまって恐縮ですが、考えたことをお伝えしました。

(内田委員長)

ありがとうございました。永峰委員からご発言はございますでしょうか。

(永峰委員)

私の方からは特にございませんけれども、境委員からお話があった通りで、パネルのことは来年本当に見直したいと思っているので、また外部機関のところにも今後情報提供いただいて来年度に活かしたいと思うので、よろしく願いいたします。

(内田委員長)

今委員の方から非常に貴重なご助言等いただきましたので、県の方におかれましては、いろいろと施策に活かしていただきたいと思っておりますけれども、どうぞご発言を。

(角田委員)

失礼いたします。人権同和教育課角田でございます。いろいろなご意見、大変ありがとうございました。紫藤委員それから遠藤委員の方も、菊池恵楓園研修についてご意見とかご助言をいただきまして大変ありがとうございました。併せて、順不同になるかもしれませんが、回答になる部分と、今後に繋がる場所ということでお話をさせていただければと思います。

この菊池恵楓園研修は、先ほど話が出ましたように、4年間で全ての学校という形で回しております。この回し方が4巡目になっておりますので、相当数の教職員がこちらに実際訪れているという状況でございます。こちらから参加の職員については、まずは来たことがない職員に参加をするようにという縛りで学校の方から推薦をいただいておりますので、このような形の初めてという方が当然多いというのが現状でございます。ここからスタートして、半日の研修でありますので、どうしても限られた時間の中で、感想の中には「時間が足りなかった」とか、「もう少しじっくり見てみたい」、「今度は自分で研修に来ます」という感想が多くございますので、次からは自己研修の方に回っていくというような形になって参りますし、学校単位で研修に来るというきっかけになっている場合もございます。そういった意味では、この事業はどんどん続けていきたいと思っております。まずは教職員が正しく知って、それを児童生徒にいかにか返していくかという足がかりになる部分だと思っております。

先ほどもありましたようにアウトプットをどうするかというところで、今までもなかなか限られた時間でしたので、今回も10分ぐらいの時間でインプットしたものをアウトプットするという形の時間をとらせていただいたのですが、この時間が今回参加した先生方から非常に良かったということでした。ここに掲げているのはごく一部の抜粋でございますが、先ほど遠藤委員からありましたような、これを事業にどう使うかということもありましたので、次回の委員会の際にはそういった感想も含めてご提示をできればと思っております。

紫藤委員からは、それぞれ個別の人権課題についての学びをどう繋げていくかというお話もありました。国もそうですし、県の人権教育基本計画の中でも15個の個別の人権課題を挙げております。それぞれの人権課題についてすべてを個別に学んでいくというのは現実的・時間的にも難しいというところで、県教育委員会の方でも、個別の人権課題をいかにつなげていくのかというところを学校の方にはお願いしているところです。私たちは実践的な行動力、実践行動というふうに呼んでおりますが、学習したものこれら人権学習がいわゆる特別な学習の場で終わるのではなくて、日常からいかにできるか。つまり教育活動全ての中で、いかに人権の視点に立って行動ができるようになるか。逆に自分がそれをなくしていく側になれるか。そこに持っていくためにやっていくという

ことを学校にはお願いしているところでございます。

それから、「新・あつい壁」についてのお話もございました。これについては先ほど、健康づくり推進課から県の見解について話があったところですが、私ども人権同和教育課としては、人権の視点でというところは常に持って話をしているところでございます。特別法廷の部分については憲法違反だということももちろん出ていますし、人権の視点というところで、その視点で考えていくというのはとても大事なことだと思っております。ハンセン病問題で何が問題なのかということを考える1つのきっかけとして資料館にも展示等ありますが、数々の事件の中では、まさしく学校現場で、地域の中で起こった問題で、私たち教員の側にも今も続いている責任。教員としても考えたいという部分も視点としては大事ですので、そういう意味でも考えていくきっかけになる。そこを通してハンセン病問題を考えていく視点というのは非常に大事だなというふうに思っているところです。学校の方でも社会科の授業で必ずこの問題が出て参りますので、そういったところで話題にしていくという形で考える場を設けていきたいというふうに思っているところでございます。

(内田委員長)

いろいろご意見いただきましたけれども、あと他に特にこれだけは伝えておきたいというご発言がございましたら、委員の方から頂戴できればと思います。

(堤委員)

健康づくり推進課でございます。いろいろご意見いただきましてありがとうございます。いろいろご意見いただきましたので、お答えできる範囲でお答えをしていければと思います。

1つ目に、太田委員からご提案いただいております金陽会の県南での展開につきましては、現在県南での開催の方向で調整を行っているところでございます。ただ場所の関係もございまして、まだ決定ではないのですが、できるだけ県南で展開できるように準備をして参りたいと考えております。

それから、黒崎彰さんの写真展の話が遠藤委員からもございましたけれども、来年度は金陽会の展示ということで進めておりますが、新しい展示、或いは情報提供の仕方については、今の段階ではこれをということはなかなか言えないのですが、引き続き模索して参りたいと思っております。

それから、中委員から「ささえりあ」のお話もございましたけれども、介護支援員の方、いわゆる包括支援センターの介入というのはとても大事な部分になります。介護の入口になりますので、そういった方々にも知識としてしっかり持っていただくということは大事なことだと思いますので、引き続き呼びかけをして参りたいと思っております。小野委員からもご要望としていただきましたので、そこは働きかけをして参りたいというふうに思います。

それから、小野委員の方から高森高校の生徒に関しまして、もし漫画とかを書くことがあれば、そのチェックをしっかりとしないといけないのではないかというご指摘をいただきました。おっしゃるとおりだと思います。実際どこまで子どもたちが自主性を持ってやりたいと思ってくれるかというのが次のステップになるものですから、高校側はやりたいと思ってくれているのですけれども、最終的に子どもたちがやりたいと言ってく

れるかどうかというのが次のステップになります。実際にやりたいと言ってくれた場合にはどこまでやれるかということを探索していくことになりますけれども、子どもたちのそういう思いをしっかりと我々としても守りながら、どのようなやり方ができるのかを探索していきたいと思えます。漫画なのかイラストなのか、或いはもっと違う方向になるのか。正直どこまでいけるかわからないのですが、ただ境委員におっしゃっていたように、子どもたちが我が事として考えて、それを自分たちと同世代の若い人たちにどう伝えていくかというのをぜひ考えてもらうきっかけになればと思えます。まさしく漫画・イラストというのは自分の考え、思いを伝えていくことを学ぶ学科でございます。そういった子どもたちにぜひ自分たちの勉強・トレーニングの一環として取組んでいってもらえると非常にありがたいと思っておりますので、しっかりそこはお話をしていきたいと思っております。

(小野委員)

大賛成でブレーキをかけるつもりはないのですが、知らない間に自分で間違ったらかわいそうだと思います。

(堤委員)

はい。

(内田委員長)

他に委員の方からご発言ございませんでしょうか。特にご発言がないようでしたら、私の方から少し情報提供をさせていただければと思えます。

法務省と厚労省とは毎年巡回という形で、ハンセン病シンポジウムをしていらっしゃいます。厚労省は今年の2月に仙台でシンポジウムをされました。厚労省からの受託で、国立ハンセン病資料館が企画と実施にあたりました。去年からそういう企画にさせていただいているのですが、子どもたちがハンセン病問題を学ぶ際に客体にするのではなくて主体にしていく形のプログラムということで、今年は埼玉県にある中学校・高等学校一貫教育学校の生徒・先生も登壇されました。すべての生徒に対して年間12回のハンセン病問題の受講というのをしているところです。その生徒たちにも参加していただきまして、ハンセン病問題を学んで、それをどういうふうに自分たちの主体性に繋げていくかというテーマでお話いただきました。この高校生たちからは、自分たちは学んだ後、小学校とか幼稚園に行ってハンセン病問題の啓発活動をしている。絵本とか動画とかそういうものを使って、幼稚園や小学校の子どもたちに教えているというその実践例のご紹介がありました。

また青森大学の大学院生の方ですが、この方は青森にある保養園にずっと行っているかと学んでいらっしゃった。そして今どういうことをしているかということ、3次元のデジタルビデオのようなもの作っておられる。青森の保養園も入所者がどんどんなくなっている。建物も整理され、貴重な写真もなくなって、一部の写真だけになってしまっている。写真とか現在残っている建物などを使って、3次元のデジタルビデオを作って、デジタルだけれどそれを見れば、そこに参加して目の前でその建物とかいろいろなものが実感できるような、3次元空間のデジタル啓発資料を作っているということでした。実際は今まとめつつある段階でしたが、その試作期の作品をご紹介をしていただ

きました。厚労省はそれをご覧になって、非常に有意義で全国の療養所に広げていきたい、今後事業化に向けて取組をしていきたいということでした。例えば、菊池恵楓園でもこのやり方は参考になるのではないかと思います。

もう1つ、ある高校ですが、将来医学部に行って医師になる方を多く排出しているという高校でしたけれども、ハンセン病問題を学んで、自分がどういう医師になりたいかということを描いた。患者の人権とか命を十分守れるような医師になりたいということで、そういう学びとか、今後こういうふうにしていきたいというような抱負をお話しいただいたところです。

もう1人が、先ほどご紹介した、すべての生徒に対して年間12回の授業をしていらっしゃるその中心人物の先生が、ハンセン病問題を子どもたちに教える意義ということについてお話していただきました。単純にハンセン病問題に対してどうこうとかいうふうに意義を限定するのではなく、今子どもたちに必要な主体性、それから権威や権力というものに溺れて正しい視点を持ってないというような人ではなくて、権力や権威に対しても正しい観点から批判するとか、受け身ではなく主体的に物事に取り組むというような精神や考え方とか行動というのを学び、身に着ける。そういう位置付けのもとにハンセン病問題の授業をしていますというご紹介がありました。

厚労省のシンポジウムが、そういう形で、子どもたちを学びの客体ではなくて主体という形にして、ハンセン病問題のシンポジウムを組んでいる。ハンセン病問題を子どもたちに自分事に、つまりは主体性をもって取り組んでいただく。法務省もそういう観点でおそらくシンポジウムをされていくことになるのではないかと予想されます。

以上、とりあえず情報共有させていただきました。

他にご発言ございましたら、ちょうだいできればと思います。

(遠藤委員)

私はたくさんお話させて頂きましたので、1つお話があったのを忘れておりました。

今年熊日新聞が主催された第67回熊日文学賞では、森水菜さんという障がい者の方が受賞されました。ご自身が障がい者であることを見詰めた作品を書かれてきた方だそうですが、受賞後、熊日新聞3月3日にエッセーを書かれていたのですが、小学生時代にハンセン病問題について学んだことが自分を作家にするきっかけだったということを書かれていました。そしてそのなかで作家としてのご自身の成長を支えて来られた杉野吉武さん、桂子さんご夫妻との交流についても書かれていました。私は杉野さんに森水菜さんとの繋がりがあったというお話を聞いたことがなくて、1993年生まれの森さんという若い方の作家人生の原点としてハンセン病問題があったということを目から鱗が落ちるように読みました。啓発活動がそういう形で人が自分の人生に影響を与えられる大きな役割を持っているんだと、感じました。そういう意味で、どこかでそういう芽が開くことがありますので、この研修はやはり繰り返し何度もやっていくことが大事だということをおもいました。それを申し上げるのを忘れておりましたので、最後にお伝えします。

(内田委員長)

他にご発言はございますでしょうか。ご発言ないようですので、マイクを事務局の方にお返しさせていただきます。

(事務局(柴田主幹))

内田委員長、議事進行ありがとうございました。また各委員の皆様、長時間の御議論ありがとうございました。また、大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。本日いただいたご意見を参考にさせていただきながら、また来年度の事業に取り組んで参りたいと思います。よろしく願いいたします。

次回の委員会ですが、10月頃を予定しております。詳しい日程調整を後日させていただきますので、その時はよろしく願いいたします。

以上を持ちまして、第22回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。